明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房一）　一
〔省　令〕
○特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境一）　二
○特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境一）　四
〔告　示〕
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二〇）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二〇
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五二
会社その他
会社決算公告

内閣官房令

○内閣官房令第一号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。